

# 自動記録機ヴィクトリー・システムを使用する際の諸規定

## I. 連合会の責務

1. 連合会において自動記録機ヴィクトリーシステムを使用する場合、当該団体は以下の機器等を準備しなければならない。また、各機器の点検は少なくとも年に1回は実施し、不良機器に関しては完全に補修しなければならない。
  - (1) パーソナルコンピュータ（以下PCと略記）  
基本OSはWindows98、WindowsNT、Windows2000の何れかとする。但し、本システム用ソフトウェアが他のOSに対応し、協会競翔審査委員会の承認を受けた場合はこの限りではない。
  - (2) PC用プリンタ
  - (3) PC—記録時計コンバータ（以下コンバータと略記）
2. 上記の機器は連合会の責任者複数の管理責任の下にある。その操作はあらかじめ定めた係員が行い、必ず別に定めた係員の立ち会いの下で行う。それ以外の者は、操作及び立ち会いをすることはできない。レース参加鳩登録、持ち寄り（閉函規正）、審査等で上記機器の操作中は、レース参加者は1メートル以上離れ、作業に関与してはならない。操作及び立ち会いの係員がレース参加者である場合は、本人に関する部分については操作あるいは立ち会いを他に定める係員と交替し、本人は他のレース参加者と同様、その操作中1メートル以上離れ、操作に関与してはならない。
3. ヴィクトリーシステムは1. に定める機器の他、クラブシステムとして本システム用ソフトウェアを必要とする。
4. 前項までの機器及びソフトウェアは、当該連合会の所有とし、レース参加者個人の所有並びに使用は認めない。
5. 連合会責任者は本システムに使用するPCがインターネット等の利用によりコンピュータウイルスの感染を起こすことの無いよう努めなければならない。
6. 連合会責任者は、II 2. により連合会員から届け出のあったロフトアンテナの確認作業を行う。会員から提出された写真を現地で照合し、設置位置が規定に合致していることを確認し、取り外しのできないように鳩舎の一部に固定封印すること。また、確認後は写真の裏に確認年月日を記入し、署名あるいは押印の上、連合会で定められた方法で保管すること。

## II. 連合会員の責務

1. 自動記録機ヴィクトリーシステムを連合会の会員が

使用する場合、以下の機器を常備しなければならない。

- (1) ヴィクトリー記録時計
- (2) 電源アダプタ
- (3) ロフトアンテナ（1台1羽用、4羽用、8羽用の3タイプがあり、複数の接続が可能）
- (4) チップリング

2. ヴィクトリー記録時計には製造番号がある。本システムを使用しようとする連合会員は、使用前にその開始年月日、製造番号を所属連合会に申告しておかなければならぬ。そして当該時計はいかなる理由があつても、バッテリー部分以外のふたを開けるなどの行動をとってはならない。連合会責任者の判断で、一度でも開けられた形跡のあるヴィクトリー記録時計の使用を禁止する。また、ロフトアンテナの設置する場合、その型式、台数、設置年月日を所属連合会に写真を添えて届出しなくてはならない。

尚、変更のある場合、その旨を速やかに届出をし、再度責任者の承諾を得ること。それに違反した場合は、自動記録機でのレース記録はすべて無効とする。

3. 連合会員は自己の購入したチップリングと装着する鳩の脚環ナンバーを記入したリスト（2部）を、レースシーズン前に連合会に提出の上、レース参加登録を行わなければならない。

## III. レース参加登録

1. レースシーズン前、自動記録機ヴィクトリーシステムを使用する連合会員のいる連合会では、PCと何れかのヴィクトリー記録時計とをコンバータを経由して接続し、各々のチップリングに脚環番号を記憶させなければならない。連合会は複数の責任者で参加予定鳩に正常にチップリングが装着されていることを確認の上、登録作業を行い、登録作業完了後、ヴィクトリー記録時計の訓練モード等を利用し登録の確認作業を行わなければならない。また、参加予定鳩に装着前のチップリングを用いて上記の登録作業を行った場合は、必ずレース参加前の別の機会に、参加予定鳩に正常にチップリングが装着されていることを確認し、チップリングを装着された参加予定鳩の脚環番号とチップリングに記憶させた脚環番号を照合し、登録の確認作業を行わなければならない。
2. 連合会員は上記のレース参加登録を行った鳩のみを、自動記録機ヴィクトリーシステムを用いてレースに参加できる。もしレースシーズン中に別の鳩を本システムを用いてレースに参加することを希望する場合や、すでにレース参加登録を済ませた鳩のチップリングが破損あるいは不良品であることが判明した場合、連合会責任者に申し出て、あらためてレース参加登録を行った上で、レースに参加することができる。その

手続きは前項と同様とする。

3. 登録終了後、連合会の責任者は前もって提出のあつた連合会員のレース参加登録鳩のリストを確認の上、当該責任者及び会員が署名あるいは押印の上、1部は連合会が保管し、1部は当該連合会員に交付すること。
4. チップリングの装着に際しては、装着前は取り外し可能な私製環を付け、装着後はチップリングの上に氏名、電話番号を記入したテープを貼り付ける等の方法で、当該鳩の所有者が明示される方法をとらなければならない。

#### IV. 持ち寄り（閉函規正）

1. レース持ち寄りの際に、ヴィクトリーシステムを使用するPCを連合会の取り決めにより、ゴム輪記録機の閉函規正の時刻に先立って、規正を行うこと。本作業はあらかじめ連合会で定められた係員が行い、別に定められた係員が立ち会いを行う。
2. 各レースへの参加登録はPCと各自のヴィクトリー記録時計をコンバータを経由して接続して行う。各々のヴィクトリー記録時計を接続後、PCの時間を同記録時計に送ることで時刻の規正を行う。規正後同記録時計を用いて当該レースに参加する鳩を記録時計のアンテナ部に近づけることにより、閉函規正及びレース持ち寄りが続けて行われる。本作業の操作は連合会であらかじめ定められた係員が行い、別に定められた係員が立ち会いを行う。当該記録時計を用いてレース参加する連合会員は本作業中1メートル以上離れ、本作業に関わってはならない。また、操作及び立ち会いの係員がレース参加者である場合は、本人に関する部分については操作あるいは立ち会いを他に定める係員と交替し、本人は他のレース参加者と同様、その操作中1メートル以上離れなければならない。
3. レース参加鳩の持ち寄り登録は、係員が鳩番号を読み上げ、別の係員がPC画面上に表示される鳩番号を確認し、1人の参加者のすべての鳩の登録が終了した後、当該レース参加登録リストを2部印刷して、当該責任者と当該参加者が署名あるいは押印の上、1部は連合会で保管し、もう1部は当該参加者に交付すること。
4. レース参加鳩の持ち寄り登録に際しては、当該参加者はその作業から疎外されていくなくてはならない。
5. レース持ち寄り登録後、連合会責任者は取り決めにより10羽あるいは15羽単位で籠詰めし、厳童にしてコンテナまで運ぶこと。また、籠からコンテナに補鳩を移す場合、連合会責任者は必ず籠の中の鳩をカウントし取り決め通りの羽数であることを確認すること。

#### V. レース結果審査（開函規正）

1. PC内蔵時計は1ヶ月にプラス・マイナス30秒程度の誤差が生じるものと想定し、連合会の取り決めにより、ゴム輪記録機の開函規正の時刻に先立って、規正を行うこと。
2. 1. 審査は上記の規正後、ゴム輪記録機の開函規正時刻より前からはじめても良い。規正をしたPCと各自のヴィクトリー記録時計をコンバータを経由して接続して行う。  
連合会責任者は、各参加者の成績を2部印刷し、当該責任者及び当該参加者の署名あるいは押印の上、1部は連合会で保管し、1部は当該参加者に交付すること。
3. 各参加者が使用するヴィクトリー記録時計と規正したPCとの誤差は、上記の各参加者ごとの帰還鳩記録時間が印刷されたときに明示されるので、連合会責任者はその誤差を修正の上、成績表を作成すること。

#### VI. 特記事項

1. ヴィクトリー・システムでは、レースごとに脚環に書き込まれる無作為の暗証番号が、PCに記憶される。そのため1度に5レースまで同時に登録及び記憶できる。従って、従来のように同日レースに複数の記録時計を用意する義務から免れる。
2. ヴィクトリー・システムでは記録時計そのものにもアンテナが内蔵されている。そのため固定封印されたロフトアンテナ以外でも記録が可能であるが、記録時計内蔵アンテナで記録されたものか、ロフトアンテナで記録されたものは識別可能である。ロフトアンテナの設置方法に関する規定が変更されるまでは、記録時計内蔵アンテナでのレース帰還記録は無効とする。
3. ヴィクトリー・システムではレース持ち寄り登録の際に用いた記録時計に接続するロフトアンテナ以外では、レース参加鳩のチップリングは感知されない。